

## 施行細則

第1条 岡山県高等学校体育連盟バレーボール部規約（以下本部会規約と称す）  
第27条の規定により、施行細則を定める。

（選考委員会）

第2条 1. 本部会規約第9条1項2. 3. 4. 5の選考委員会は部長、副部长1名、委員長、副委員長1名、各支部代表1名、各種委員会代表1名をもって組織する。  
2. 選考委員会の定足数は委員会の4分の3以上とし、役員推挙は出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。  
3. 選考委員会は役員改選時の総会前、2カ月以内に組織し、総会後に解散する。

（各種委員会）

第3条 本部会規約第19条第3項の各種委員会の任務は次のとおりとする。

（1）総務委員会

1. 庶務に関する事
2. 企画・渉外・広報に関する事
3. 会議に関する事
4. 組織・規約に関する事
5. 顕彰に関する事
6. 会計に関する事
7. その他、他の委員会に属さない事

（2）競技委員会

1. 全ての大会要項は、競技委員会が案を作成し、常任委員会において決定する。
2. 県大会の組み合わせは、常任委員会の責任において実施する。
3. 各種大会の開催時期は、次のとおりとする。
  - ① 春季大会3支部予選会 4月第2日曜日を含む土・日
  - ② 春季大会 4月第3日曜日を含む土・日
  - ③ 地区総体 5月第2日曜日を含む土・日を中心に各地区
  - ④ 県総体大会 6月第1・第2日曜日を含む土・日
  - ⑤ 選手権大会県予選大会 10月下旬～11月の他行事と調整し決定
  - ⑥ 新人大会3支部予選会 12月下旬に各地区
  - ⑦ 新人大会県大会 1月の他行事と調整し決定  
（他行事とは商業関係の検定を示す）
4. 県大会における支部予選会を必要とする大会（春季大会、新人大会）の3支部の割り当て数は総会で決定する。
5. その他、競技規則の研究・普及に関する事

（3）審判委員会

1. 競技会への審判員の派遣に関する事
2. 審判技術の向上に関する研究及び審判員養成に関する研修会・講習会に関する事
  - ① 公認審判員の申請は次の要領で実施し、認定・不認定の結果は本人並びに常任委員会に速やかに報告する。
    - ア) 支部責任者より推薦があった者
    - イ) 審判委員会が推薦する者
  - ② 必要に応じて審判講習会を実施し、ルール伝達と審判技術の向上を図る。
3. 監督・選手の審判員に対する悪質な冒流行為があった場合は、常任委員会に報告し、懲罰を検討する。

（4）強化委員会

1. 強化研究会・講習会等の企画・実施に関する事
2. 強化チームの選定及び強化計画と実施に関する事
  - ① 強化選手の選考時期は、新人戦より実施する
  - ② 選手の強化のための講習会を年間3回実施する

3. 国民体育大会（6人制種目）の監督・選手の選考の原案を作成し、常任委員会の了承を得る。
  - ① 選抜方式を採用する
  - ② 監督の選考については、総合的見地より行う
  - ③ 選手の選考についてア) 各校の監督、並びに強化委員会の推薦する選手によりセレクションを実施し、20名程度を第1次候補とする。  
イ) 最終選手の決定については、常任委員会の了承が得られない場合は、部長、委員長、副委員長、各種委員会の委員長による会にて了承を得、常任委員会に事後報告を行うこと。
4. 強化費の使用方法は、強化委員会に一任するが、常任委員会に決算報告を行うこと。
5. その他、バレーボール技術の研究・普及に関すること

（5）記録委員会

1. 競技会の記録及び成績の報告に関すること
2. 会議等の記録に関すること
3. その他、記録に関すること

（支部責任者）

- 第4条 本協会規約第25条の支部責任者の任務は次のとおりとする。
1. 本協会が主催・主管する競技会の各支部予選会に関すること
  2. 各委員会から加盟校への連絡等に関すること
  3. その他、必要なこと

（競技会）

- 第5条
1. 本協会が主催・主管する競技会は次のとおりとする。
    - ① 岡山県高等学校春季バレーボール選手権大会  
兼 中国高等学校バレーボール選手権大会岡山県予選会
    - ② 岡山県総合体育大会（バレーボール競技）  
兼 全国高等学校総合体育大会岡山県予選会  
※ 地区総体を含む  
※ 岡山県総合体育大会の準々決勝からは、国民体育大会岡山県予選会を兼ねる
    - ③ 岡山県高等学校男女バレーボール選手権大会  
兼 全日本バレーボール高等学校選手権大会岡山県予選会
    - ④ 岡山県高等学校男女バレーボール新人大会
    - ⑤ 県内で開催される全国大会・中国大会及びその他、特に高体連の認める大会
  2. 前項の大会は原則として土曜日・日曜日に開催する。
  3. 前項の大会は原則として本協会役員をもって運営し、教育的効果の抑揚を図る。

附則 本施行細則は昭和44年4月1日より施行する。

平成	2年	2月19日	一部改訂
平成	11年	2月15日	一部改訂
平成	12年	2月14日	一部改訂
平成	16年	2月23日	一部改訂
令和	2年	2月25日	一部改訂